

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名
被告 金 井 豊 外3名

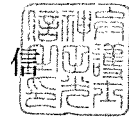
令和4年6月8日

準 備 書 面 (8)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



原告らの令和4年3月11日付け第21準備書面については、以下のとおりである。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 はじめに

補助参加人の取締役である被告らは、株主総会決議に従い、法令及び定款を遵守し、とりわけ、新規制基準等をも踏まえた「安全性向上施策」を完了させ、原子炉等規制法¹に基づく新規制基準への適合性確認の判断を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしている。すなわち、被告らが、会社法上の取締役の善管注意義務及び忠実義務である、適法かつ適切に業務を遂行する義務を尽くしていることは、これまで答弁書及び各準備書面で明らかにしてきたとおりである。

これに対し、原告らは、訴状及び第1ないし第20準備書面において、種々の主張を行っているが、いずれも被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付けるものではない。

さらに、原告らは、第21準備書面において、新規制基準の検討・策定過程における発言の一部等を引用し、「新規制基準の内容は不合理なものであって（略）本件原発が重大事故を起こすおそれが認められるときは、被告らの上記各義務違反が認められる。」（原告ら第21準備書面1頁）などと主張する。

しかし、後記第2の1で述べるとおり、新規制基準は、各専門分野の学識経験者の有する最新の専門技術的知見を集約した上で、中立性が担保された学識経験者の関与の下、公開の議論を経て、意見

¹ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の略。

公募手続等の適正な手続を経て策定されたものであるから、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものである（乙15の56，57頁）。

加えて、後記第2の2以下で述べるとおり、原告らの主張は、原子力に関する法体系や新規制基準の内容を正解しないまま独自の見解を述べるものに過ぎず、同基準の不合理性を何ら根拠付けるものではなく、また、「回復することができない損害」に結び付く具体的な機序を述べるものともいえない。

そもそも、令和3年3月10日付け被告ら及び補助参加人準備書面(5)6，7頁で述べたとおり、本件のような会社法360条に基づく株主差止訴訟において、取締役が原子炉等規制法の定める手続及び結果に従っている場合には、それが違法であると判断されることはない²。

第2 原告ら第21準備書面について

1 新規制基準の策定経緯について

原告らは、新規制基準の検討・策定過程における発言の一部等を引用し、それらが最終的に採用されなかったことを批判するようであるが、新規制基準の策定経緯については、被告ら及び補助参加人が提出した書証（乙15，乙110）において明らかにされている。

² 「取締役自身は、経営の専門家であって、技術者ではない。取締役自身が高度に技術的な判断を自らすることを期待されているわけではない。むしろそのような高度に技術的な事項については、その専門家の意見を聞くなど十分な情報を得て、経営的な判断をすることが適切なプロセスであるといえる。（略）原子力発電所の運転に関しては、その安全性の確保のため、法律により原子力安全委員会や資源エネルギー庁などの（引用者注：所管官庁は当時）公的専門機関のチェックを受ける仕組みとされている。このように安全性のチェックのための手続が法律で定められており、その手続及び結果にしたがっている場合には、それはまさに法律通りの経営判断であり、それが違法であるとされることは原則としてあり得ない。」（乙143：中村直人「株主代表訴訟判例の要点整理帳」別冊商事法務210号215頁）

すなわち、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、平成24年6月に原子力基本法や原子炉等規制法が改正されるとともに、原子力規制委員会設置法が制定され、いわゆる3条委員会として、独立かつ中立の立場から、原子力利用における安全の確保を一元的につかさどる機関として、原子力規制委員会が設置された（乙15の1ないし4頁、乙110の131ないし133頁）。

改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号においては、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることを審査するための基準を原子力規制委員会規則³で定めることとされていることから、原子力規制委員会は、平成24年から、同法に基づく新たな基準を策定するため、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」等を設置し、関係分野の学識経験者の専門技術的知見に基づく意見の集約を経て、平成25年に新規制基準を策定した（乙15の41ないし57頁、乙110の137ないし142頁）。

³ この点、高木光・京都大学名誉教授は、「改正原子炉等規制法において、原子力規制委員会が『委員会規則』という形式で基準を定めるべきこととされた点が最も重要である。」、「現行法制においては、原子力規制委員会が、三条機関として原子炉設置許可（略）のような各種行政処分による規制権限を有するほか、委員会規則という形式で『民主的正統性』を有する『法規』としての性質を有する『基準』を策定する権限を有するからである。」、「そのような『民主的正統性』を有する『政策的判断』を示した原子力規制委員会規則は、『法規命令』として、それが違法無効でない限りは、いわゆる『外部効果』を有し、法律と同様の法的効果をもって国民の権利義務を規律するものであるから、裁判所も紛争を解決する場合には、それを適用しなければならないのである。『災害の防止上支障がない』という判断をどのような手順で行うかについても、さまざまな方法が考えられ、そのどれを選択するか自体もひとつの『政策判断』であるが、『相対的安全性』の原則をどのように具体化するかという『設計思想』が『民主的正統性』を有する委員会規則という形式で示された以上、行政訴訟においては当然として、また、民事訴訟においても、裁判所はそれを尊重する必要があると考えられる。」と指摘している（乙144：「原発訴訟における民事法の役割—大飯三・四号機差止め判決を念頭において」自治研究91巻10号27, 29, 30頁）。

以上のとおり、新規制基準は、各専門分野の学識経験者の有する最新の専門技術的知見を集約して策定されたものであるから、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものである（乙15の56, 57頁）。

これに対し、新規制基準適合性確認審査を経て再稼働中又は再稼働予定の原子力発電所について、運転差止め等を求める訴訟や仮処分が各地で提起されているところ、下記の判決・決定においては、いずれも、新規制基準及び同適合性確認審査が不合理であるなどとする原告・債権者らの主張を斥け、差止め等を認めないとする司法判断が確定している⁴。

- ・ 福井地方裁判所平成27年12月24日決定
（乙128：判例時報2290号29頁）
- ・ 福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定
（判例時報2290号90頁）
- ・ 福岡高等裁判所平成28年6月27日判決
（ウエストロージャパン2016WLJPCA06276001）
- ・ 大阪高等裁判所平成29年3月28日決定
（乙129：判例時報2334号4頁）
- ・ 大阪地方裁判所平成30年3月30日決定
（判例時報2388号46頁）
- ・ 名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決
（乙130：判例時報2413・2414号71頁）
- ・ 広島高等裁判所平成30年9月25日決定
（ウエストロージャパン2018WLJPCA09256001）

⁴ 各判決・決定に対し、原告・債権者らは、最高裁判所若しくは高等裁判所への上訴を行っていない（又は上訴を自ら取り下げている）。

- ・大分地方裁判所平成30年9月28日決定
(乙145：公刊物未登載)
- ・広島地方裁判所平成30年10月26日決定
(判例時報2410号73頁)
- ・高松高等裁判所平成30年11月15日決定
(判例時報2393・2394号383頁)
- ・福岡高等裁判所令和元年7月10日決定
(ウエストロージャパン2019WLJPCA07109003)
- ・福岡高等裁判所令和元年9月25日決定
(乙146：ウエストロージャパン2019WLJPCA09256001)
- ・大阪高等裁判所令和2年1月30日決定
(乙131：ウエストロージャパン2020WLJPCA01309002)
- ・大阪地方裁判所令和3年3月17日決定
(乙136：ウエストロージャパン2021WLJPCA03179002)
- ・広島高等裁判所令和3年3月18日決定
(ウエストロージャパン2021WLJPCA03189005)
- ・名古屋地方裁判所令和4年3月10日判決
(ウエストロージャパン2022WLJPCA03106002)

2 「第2 立地審査指針の適用を排除したこと」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①新規制基準において立地審査指針の適用が排除されたこと、②新規制基準に防災に関する事項が含まれていないことは不合理であると主張する（原告ら第21準備書面6ないし1

2頁)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

ア ①に対する反論

立地審査指針は、現在、審査基準として使用されていないが、同指針における原則的立地条件は、新規制基準において考慮・判断されている(乙15の379ないし403頁)。

すなわち、立地審査指針については、「深層防護の第4の防護レベルのシビアアクシデント対策が法的要求事項とされていない中で、一定の役割を担ってきた。」「深層防護の第5の防護レベルそのものではないものの、深層防護の第5の防護レベルの領域である防災活動を容易にする効果を意図するものであった。」(乙15の383, 384頁)と総括されたうえで、現在の法体系においては、「深層防護の第4の防護レベルに相当する重大事故等対策を法的要求事項とし、設置許可基準規則は、重大事故等対策について規定した。また、原子力災害対策特別措置法等により、我が国の法体系は、深層防護の考え方の第5の防護レベルにも対応して」いる(同388頁)と整理されており、立地審査指針は、「その役割を終えた」(同)との判断がなされている。

そして、新規制基準においては、「50年以上前に策定された立地審査指針(略)よりも(略)大幅に厳しい状態における対策を要求している。」(乙15の391, 392頁)ことに加えて、原子力災害対策特別措置法の制定・改正等により、「立地指針の決定当時に比べ、深層防護の第5層である原子力防災対策は格段に充実・強化されている。」(同400頁)ところである。

よって、新規制基準が立地審査指針の「適用を排除するという、不合理な『割り切り』を行った」（原告ら第21準備書面12頁）などとする原告らの主張は、かかる法体系ないし新規制基準全体の体系を正解しない独自の见解に過ぎず、理由がない。

この点、前記1で述べた各判決・決定においても、原子力規制委員会の上記判断は不合理であるとはいえない旨判示されている⁵。

イ ②に対する反論

準備書面(5)12ないし15頁で述べたとおり、我が国の法体系において、避難計画等の原子力災害対策に関する事項は、原子力災害対策特別措置法において規定されており、原子炉等規制法、災害対策基本法等と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図ることとされており、原子力事業者、国及び地方公共団体が相互に連携、協力することとされている（乙15の70ないし80頁）。

よって、「防災に関する事項は、新規制基準の内容に含まれず、適合性審査の対象となっていない」（原告ら第21準備書面11、12頁）などと新規制基準を批判する原告らの主張は、かかる法体系ないし新規制基準全体の体系を正解しない独自の见解に過ぎず、理由がない。

そもそも、令和4年2月28日付け被告ら及び補助参加人

⁵ 大阪高裁平成29年3月28日決定（乙129の349ないし352頁）
名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（乙130の167、168頁）
大分地裁平成30年9月28日決定（乙145の84ないし86頁）
高松高裁平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394号357ないし359頁）
福岡高裁令和元年9月25日決定（乙146の10、11頁）
大阪地裁令和3年3月17日決定（乙136の17、18頁）

準備書面(7)10, 11頁で述べたとおり, 原告らは, 本件原子力発電所において重大事故が発生し, 補助参加人に「回復することができない損害」が生じる具体的な機序を主張立証していないのであるから, 原子力災害対策に関する主張は本件の争点たり得ない。

この点, 前記1で述べた各判決・決定においても, かかる法体系ないし新規制基準全体の体系が不合理であるとはいえない旨判示されている⁶。

3 「第3 設計基準において多様性を要求していないこと」について

(1) 原告らの主張

原告らは, 設計基準において多様性を求めることを明確にする旨の規定が削除されたことは不合理であると主張する(原告ら第21準備書面12ないし19頁)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

原子力規制委員会は, 設計基準対象施設に対する規制基準として, 安全機能を有する系統のうち, 安全機能の重要度が特に高い機能を有するものについて, 機械又は器具の機能, 構造及び動作原理を考慮して, 多重性又は多様性及び独立性を確保するものでなければならないとしている(乙15の108, 116頁)。

その上で, 重大事故等対処施設に係る規制基準として, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が

⁶ 福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定(判例時報2290号120ないし122, 145ないし147頁)

大阪高裁平成29年3月28日決定(乙129の326ないし341頁)

名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決(乙130の176ないし180頁)

大分地裁平成30年9月28日決定(乙145の86, 87頁)

高松高裁平成30年11月15日決定(判例時報2393・2394号354, 355頁)

損なわれないよう、可能な限り多様性を考慮することとしている
(乙15の187頁)。

よって、「設計基準における多様性の要求を見送った新規制基準は(略)不合理なものである」(原告ら第21準備書面18, 19頁)などとする原告らの主張は、かかる新規制基準全体の体系を正解しない独自の见解に過ぎず、理由がない。

この点、前記1で述べた各判決・決定においても、かかる体系が不合理であるとはいえない旨判示されている⁷。

4 「第4 シビアアクシデント対策の不備」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①特定重大事故等対処施設等が「バックアップ対策」と位置付けられ設置に猶予期間が設けられていること、②特定重大事故等対処施設等に基準地震動を超える地震動に対する頑健性が要求されていないこと、③可搬型設備の保管場所やアクセスルートの耐震性能が要求されていないことは不合理であると主張する(原告ら第21準備書面19ないし26頁)。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

ア ①に対する反論

新規制基準においては、「特定重大事故等対処施設について要求されている機能は、発電用原子炉施設における特定重大事故等対処施設以外の施設によって既に重大事故等対策に必要な機能として要求されていることから、これが設置されていなければ直ちに重大事故の発生及び拡大の防止に支障が生ずるよう

⁷ 大阪高裁平成29年3月28日決定(乙129の352ないし362頁)
名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決(乙130の167頁)
大分地裁平成30年9月28日決定(乙145の81, 82頁)
高松高裁平成30年11月15日決定(判例時報2393・2394号356, 357頁)

な施設ではな」いことを前提に、特定重大事故等対処施設を「更なる機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として」位置付けること、また、その「設置するための審査、工事等に必要期間を総合的に考慮」して猶予期間を設けていることはいずれも合理的であるとの判断がなされている（乙15の168, 169頁）。

よって、「特重施設等が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない」（原告ら第21準備書面21頁）などとする原告らの主張は、新規制基準における特定重大事故等対処施設の位置付けを正解しない独自の见解に過ぎず、理由がない。

この点、前記1で述べた各判決・決定においても、原子力規制委員会の上記判断は不合理であるとはいえない旨判示されている⁸。

イ ②に対する反論

新規制基準において、特定重大事故等対処施設については、「基準地震動による地震力が作用することにより特定重大事故等対処施設に属する設備（略）の各部に生ずる応力等が（略）許容限界に相当する応力等に対して余裕を有すること」が要求されている（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号）。

これは、従前、「基準地震動を一定程度超える地震動に対し

⁸ 大阪高裁平成29年3月28日決定（乙129の380頁）
名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（乙130の166, 167頁）
大分地裁平成30年9月28日決定（乙145の82頁）
高松高裁平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394号275頁）
福岡高裁令和元年9月25日決定（乙146の63, 64頁）

て頑健性を高めること」(乙15の167頁。改正前実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号)とされていた規定が、「頑健性を高める」が指す内容の明確化のため、令和4年3月30日付で改正されたものである(乙147の3,4頁⁹、乙148)。

よって、「特重施設等に基準地震動Ssを超える地震動に対する頑健性を要求しない新規制基準の不合理性は明らかである」(原告ら第21準備書面25頁)などとする原告らの主張は、理由がない。

この点、前記1で述べた各判決・決定においても、特定重大事故等対処施設の耐震性に関する規定が不合理であるとはいえない旨判示されている¹⁰。

ウ ③に対する反論

新規制基準においては、可搬型設備と常設設備を組み合わせることで、信頼性の向上を図っている。その上で、可搬型重大事故等対処設備については、加振試験等により十分な耐震性を有することを確認することとされており、その保管場所についても、想定を大幅に超える自然現象等に際して同時に故障することがないように措置が求められており、アクセスルートの確保、手順書の整備等についても規定されている(乙15の164,165,178ないし180,212頁)。

⁹ 原子力規制委員会の山中伸介委員は、同規則の解釈の改正について、「特重施設の地震に対する頑健性の表現については、これまでの(引用者注：新規制基準適合性確認審査の)実績に基づいて、許容限界、すなわち応力限界を大きく取るということを明確に書くということ」を意味する旨述べている(乙147の4頁)。

¹⁰ 大阪高裁平成29年3月28日決定(乙129の375ないし377頁)
名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決(乙130の166頁)
大分地裁平成30年9月28日決定(乙145の82頁)

よって、可搬型設備の保管場所やアクセスルートの「規制要求のない新規制基準は、不合理」（原告ら第21準備書面26頁）などとする原告らの主張は、理由がない。

この点、前記1で述べた各判決・決定においても、可搬型設備に関する新規制基準の規定が不合理であるとはいえない旨判示されている¹¹。

5 その他

(1) 原告らの主張

原告らは、「原子力規制委員会の田中委員長は、『規制基準の適合性審査であって、安全だとはいわない』と述べている。」（原告ら第21準備書面27頁）と主張する。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

原告らの主張は、平成26年7月16日の記者会見における、田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）の発言を指すと解される（乙149の4頁¹²）、田中委員長は、当該会見において、「安全というとゼロリスクと誤解されるので、そういうことを申し上げています」（同20頁）と述べた上で、記者からの「世界最高レベルの基準に照らして審査して、合格したということは、完全な安全ではないものの、川内原発というのは世界最高レベルの安全性が満たされたということなのではないでしょうか。」との質問に対し、「ほぼ最高レベルに近いと思っています。」（同21

¹¹ 福井地裁平成27年12月24日決定（乙128の174ないし176、203ないし205頁）
大阪高裁平成29年3月28日決定（乙129の380頁）
名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（乙130の175、176頁）
高松高裁平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394号279頁）

¹² 平成26年7月16日の記者会見で、田中委員長は、「基準の適合性は見えていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。」と述べている（乙149の4頁）。

頁) と回答している。

すなわち、田中委員長の発言全体を見れば、ゼロリスク（絶対的安全性）はあり得ないということ述べたに過ぎず¹³、新規制基準適合性確認審査の意義を何ら否定するものではないことは明らかである。

よって、原告らの主張は、田中委員長の発言の一部のみを都合よく切り取り、その趣旨を曲解するものと言わざるを得ない。

この点、前記1で述べた各判決・決定においても、かかる曲解に基づく主張はいずれも排斥されており¹⁴、絶対的安全性ではなく、相対的安全性の考え方に立った判断がなされている¹⁵¹⁶。

第3 結論

以上に述べたとおり、原告らの主張は、新規制基準の不合理性を何ら根拠付けるものとはいえず、また、「回復することができない損害」に結び付く具体的な機序を述べるものともいえないことから、

¹³ 平成27年2月12日の記者会見でも、田中委員長は、「安全ではないという言い方はしたことはないのです。要するに、全く事故が起こらないかという、100%、ゼロリスクだということの意味するものではありません」と述べている（乙150の1頁）。

¹⁴ 福井地裁平成27年12月24日決定（乙128の222頁）
福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号102頁）
大分地裁平成30年9月28日決定（乙145の90頁）
高松高裁平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394号360頁）

¹⁵ 福井地裁平成27年12月24日決定（乙128の80, 81頁）
福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号93, 94頁）
大阪高裁平成29年3月28日決定（乙129の86, 87頁）
名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（乙130の59, 60頁）
大分地裁平成30年9月28日決定（乙145の65, 66頁）
高松高裁平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394号364, 365頁）
大阪高裁令和2年1月30日決定（乙131の6頁）

¹⁶ 原子力規制委員会が取りまとめた「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」においても、原子炉等規制法に基づく新規制基準が、絶対的安全性ではなく、相対的安全性の考え方に立っていることが明らかにされている（乙15の5ないし8頁）。

いずれも理由がない。

よって、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上